

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第24号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）
- 2 議案第8号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第9号 山ノ内町行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第10号 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第12号 山ノ内町社会体育館の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 7 議案第13号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第14号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第15号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第16号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 陳情第12号 空き家対策の推進に関する陳情書
- 12 陳情第1号 LPガス料金上昇に対する直接的な負担軽減対策を求める陳情書
- 13 陳情第2号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書
- 14 発委第1号 山ノ内町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 15 同意第1号 山ノ内町副町長の選任について
- 16 同意第2号 固定資産評価員の選任について
- 17 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 18 同意第4号 山ノ内町教育委員会教育長の任命について
- 19 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 20 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 21 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
- 22 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 23 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（12名）

1番	塚田一男君	8番	渡辺正男君
2番	湯本るり子君	9番	山本光俊君
3番	白鳥金次君	10番	西宗亮君
5番	湯本晴彦君	11番	小林克彦君
6番	布施谷裕泉君	12番	徳竹栄子君
7番	高田佳久君	13番	高山祐一君

○ 欠席議員次のとおり（1名）

4番 山本岩雄君

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 古幡哲也 議事係長 湯本 寿

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長	平澤 岳君	副町長	増田隆志君
教育長	柴草 隆君	会計管理者	小林一夫君
総務課長	小林広行君	農林課長	宮崎弘之君
健康福祉課長	大塚健治君	建設水道課長	山本和幸君
観光商工課長	湯本義則君	消防課長	湯本睦夫君
教育次長	小林元広君		
危機管理課長	町田昭彦君		

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(高山祐一君) 本日は、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は12名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

会議の開会に先立ち、執行機関に出席を要請してありました者のうち、税務課長から体調不良のため本日の会議を欠席したい旨届出があり、これを認めたので報告します。なお、本日までの会議に欠席の届出が出されていましたが健康福祉課長は欠席期間を繰上げ、本日出席されていますので、併せて報告します。

これより本日の会議を開きます。

4番、山本岩雄君から欠席の旨、届出がありました。

発言の訂正

議長(高山祐一君) まず初めに、3月20日から23日に行われました一般質問における答弁について、平澤町長から発言の取消し及び訂正の申出がありましたのでこれを許可したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(高山祐一君) 異議なしと認めます。

平澤町長からの発言の取消し及び訂正の申出を許可することに決定しました。

平澤町長。

町長(平澤 岳君) ありがとうございます。

令和5年3月定例会の一般質問における私の発言について、以下のとおり発言の撤回及び訂正をさせていただきます。

撤回したい発言といたしましては、3月23日の小林克彦議員の質問に対する答弁において、質問事項1の選挙戦の総括と政治姿勢についてのところで、私が、このまま人口が減っていった産業が廃れ、志賀高原のスキー場がなくなり子供たちが帰ってこなくなるような、そういう町にするよりはしっかりと条例などをつくりながらという発言を撤回させていただきたいと思います。

次に、訂正させていただきたい発言といたしましては、3月22日の高田佳久議員の質問に対する答弁の際、質問事項1で、選挙公約等の実現に向けた取組はのところで、私が、残念ながら志賀高原ブランドは一昔前ほどの知名度はありません。年配の方々には知名度はあるのですが、若い人たちは志賀高原を知らないのが現状ですと発言しましたが、訂正させていただきたく、山ノ内町は志賀高原、北志賀高原の広大なスキー場や夏の高原リゾートとしての雰囲気や自然情緒あふれる湯田中温泉や渋温泉、世界的にもレアなスノーモンキーなど、豊富な観光資源がありますので、それらをしっかりとマーケティング視点で分析しPRしていく方向性を決めて打ち出していければ、国内外へもより一層山ノ内町志賀高原ブランドを認知してもらうことができると思いますに訂正させていただきたいと思います。

次に、3月23日の小林克彦議員の質問に対する答弁において、質問事項4の期待を受けている活躍の成果についてのところで、私が答弁をさせていただきました志賀高原にある50基のリフト、こちらが金属疲労を起こして落下するという可能性を秘めているということで、これを今民間だけにさせていたら、多分リフトのリニューアルはできていかないと思っております。なぜかという、現状のスキー場の運営会社に多額なお金を貸し付ける金融機関はない、可能性がないとは言いませんが、かなり希望的には少ないと思っております、1年ほど前ですけれども、志賀高原の方にも、スキー場の方にリフトのリニューアル計画を聞きましたら、基本的にはリニューアル計画は持っていないと、現状それどころではないという話を聞きましたので、このまま放っておいたら志賀高原のスキー場は死んでいくだろうということで、町としてできることは何かないのかということをしつかりと模索していきたいと思っておりますと発言しましたが、私としましては、山ノ内町の基幹産業であるスキー場を、町行政としてどう活性化しリニューアルをサポートしていくかということを真剣に考えていきたいと思っております。リフトやゴンドラのリニューアルやオールシーズン化、観光コンテンツの創造を地元事業者と一緒に町行政も考えてサポートしていきたいと思っておりますに訂正させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（高山祐一君） 発言の取消し及び訂正については以上です。

次に、3月23日に行われました議案審議において、令和5年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算の審議における討論について、渡辺正男議員から発言訂正の申出がありましたので、会議規則第64条の規定によりこれを許可したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

渡辺議員からの発言訂正申出を許可することに決定しました。

8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 8番 渡辺正男。

発言訂正の時間を与えていただきましてありがとうございます。

3月23日の本会議、令和5年度国民健康保険特別会計予算の討論の中で、私は、子育て支援に逆行する均等割課税の見直しについて、今議会の私の一般質問の中で国のペナルティーがあることを理由にできないとのことでしたと発言いたしました。しかし、22日の一般質問の増田副町長の答弁を事務局にテープ起こしをしていただき精査したところ、私の解釈が間違っていたことが分かりました。副町長の答弁は、厚生労働省は、国の基準を超える低減税率の適用は、市町村においてはできない、一律減免も法律違反とは言えないまでも不相当であるとの見解を示しておりますと述べた後、子育て世代の負担軽減が拡大されることは望ましい、町村会等では国に対して財源確保を求めて制度拡充の要望を出している。私も子育て環境の充実は大変重要なものと考えている。町として広く子育て環境全体を把握して総合的に環境整備を進めてい

くその中でより効果的な方策を打っていくことがより肝要であろうと考えている。ご指摘の件は、税率改定の議論にも併せながら検討していくべき課題と思うとの前向きな答弁だったことを確認いたしました。

したがって、私のできないとのことでしたとの発言は不適切でした。副町長には真摯な答弁をいただきながら大変不快な思いをさせてしまい、大変申し訳ありませんでした。

私の発言の当該部分については、おわびをし、訂正削除させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（高山祐一君） 発言の訂正については以上です。

議長（高山祐一君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、3月28日の議会運営委員会に、町側から5件、議会側から1件の追加議案等の提出がありました。後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

諸般の報告

議長（高山祐一君） 諸般の報告を行います。

去る3月24日に岳南広域消防組合議会定例会が開催され、専決処分報告1件、条例の制定、改正5件、令和5年度一般会計予算が原案のとおり可決されました。

以上で諸般の報告を終わります。

1 議案第24号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）

議長（高山祐一君） 議事に入ります。

日程第1 議案第24号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）について上程し、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第24号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）について提案申し上げます。

今回の補正の内容は繰越明許費の補正であります。

2款総務費の山ノ内町地域鉄道安全性向上事業費補助事業における対象工事のうち、半導体供給不足により列車無線工事に係る部品の調達が間に合わなかったことにより、工期延長を余儀なくされたため、486万9,000円の予算を繰り越すものです。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（高山祐一君） 次に、質疑、討論、採決を行います。

議案第24号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第24号を採決します。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第24号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり可決されました。

-
- 2 議案第 8号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 3 議案第 9号 山ノ内町行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 4 議案第10号 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 5 議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 6 議案第12号 山ノ内町社会体育館の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定について

議長(高山祐一君) 日程2 議案第8号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6 議案第12号 山ノ内町社会体育館の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定についてまでの5議案を一括上程し、議題とします。

以上、5議案につきましては、3月23日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

湯本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 湯本晴彦君登壇)

総務産業常任委員長(湯本晴彦君) 5番 湯本晴彦。

それでは、総務産業常任委員会に付託された議案審査の報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和5年3月29日

山ノ内町議会議長 高 山 祐 一 様

総務産業常任委員長 湯 本 晴 彦

1. 委員会開催月日 令和5年3月27日

2. 開催場所 第1・2委員会室

3. 審査議案

- (1) 議案第8号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第9号 山ノ内町行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第10号 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第12号 山ノ内町社会体育館の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定について

(以上5件 令和5年3月23日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

補足の説明をします。審査経過です。

議案第8号は、職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定ということで、この条例改正は12月議会でも承認した定年延長に伴う役職が降格する際の降級について定めたものです。5級6級7級の者を4級に基づいた給料に変更するというものを定めています。また、公営企業についてもこれを準用することとしています。

12月議会では定年延長により役職定年について議論をしていたことから、特にこの改正には異論もなく、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号 山ノ内町行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これも12月議会で個人情報の保護に関する法律施行条例が制定された関係もあり、審査会が調査、審査等を行う所管の法律、そして審査請求についての調査権限を細かく定めてあるものです。また、ここでの個人情報などの秘密を漏らした場合の罰則も定められました。

審査では、12月議会で可決した関連の法改正でもあり、罰則規定が検察庁でのチェックも進んでいることや近隣市町村でも同様に進んでいることなどから、全会一致で可決すべきものとして決定しました。

議案第10号 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは2つポイントがあります。これまで全員に掛けてきた退職金の共済掛金について5年未満の団員などには掛けないことを定めたことと、もう一つは、団員の待遇改善のため、消防長が示した団員の基準額を基に、団員の年額報酬を上げたことです。これまで団員の報酬が2万円だったものを国の基準額の3万6,500円に変更し、それに併せて班長や機能別消防団員の報酬も増額しました。また、出勤報酬として災害出勤や訓練などの出勤の報

酬も定め、分団ではなく個人へ直接交付します。影響額は、出勤報酬も入れて820万円ほどで、これまでの2倍となる見込みです。県内77市町村中、令和5年度は61市町村がこれに基づいた形となる予定です。

団員の待遇改善にもつながることもあり、委員会では全会一致で可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、この改正は、議案第10号にありました消防団員の報酬をこちらの条例から削除して、議案第10号の条例にまとめたこと、そして、組織の名称の訂正等細かい修正があり、その改正ということです。

これは特に問題ないということで、全会一致で可決すべきものとして決定しました。

議案第12号の山ノ内町社会体育館の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定についてですが、こちらは、社会体育館が現状なくなっていることから必要がないということで廃止するものです。

跡地利用はどうするのかなどの議論も出ましたが、現状存在していないので、廃止だけということで、廃止に対して全会一致で可決すべきものとして決定しました。

以上で報告を終わります。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高山祐一君） これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第8号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第8号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第8号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第9号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第9号 山ノ内町行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第10号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第10号 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第11号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第12号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第12号 山ノ内町社会体育館の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

7 議案第13号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

8 議案第14号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

9 議案第15号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

10 議案第16号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長(高山祐一君) 日程第7 議案第13号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10 議案第16号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての4議案を一括上程し、議題とします。

以上、4議案につきましては、去る3月23日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

白鳥社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 白鳥金次君登壇)

社会文教常任委員長(白鳥金次君) 3番 白鳥金次。

それでは、報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和5年3月29日

山ノ内町議会議長 高山祐一様

社会文教常任委員長 白鳥金次

1. 委員会開催月日 令和5年3月27日

2. 開催場所 第3・4委員会室

3. 審査議案

議案第13号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(以上4件 令和5年3月23日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査の内容について若干説明をさせていただきます。

議案第13号については、健康保険法に基づく保険給付として被保険者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため一定の金額が支給されます。今回の条例の一部改正は、厚生労働省から、令和5年2月1日付の健康保険施行令等の一部を改正する政令の公布によります。改正の趣旨は、出産育児一時金等の支給額について、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理、令和4年12月15日において出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均値の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等について所要の改正を行うもので、改正の内容は、健康保険施行令の一部改正、出産育児一時金等の支給額について現行の40万8,000円から48万8,000円に引き上げるものです。これに伴い、山ノ内町国民健康保険条例の出産育児一時金についても、第7条において、被保険者が出産したとき当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して現行40万8,000円を48万8,000円、プラス8万円に改めるものです。

なお、この条例の施行日は令和5年4月1日からの施行となります。

当町の令和5年度国保会計予算においては、前年度並みの15名分、750万円を見込んでいます。ここで、財源についてですが、一般会計繰入金が3分の2、これは地方交付税で入っています。また、令和5年度に限り国庫補助金で1件5,000円が入ります。残りが保険料等です。令和6年度からは、後期高齢医療制度からの支援を予定されています。

委員会において採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、今回の条例の一部改正は、民法の一部

を改正する法律、令和4年法律第102号の施行により民法、明治9年法律第89号及び児童福祉法、昭和22年法律第164号における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、本町においてもこれに準じ所要の改正を行うものです。

委員会において採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、令和4年厚生労働省省令第159号等による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、平成26年厚生労働省令第61号の一部改正に伴い、本町においてもこれに準じ、所要の改正を行うものです。

改正内容については5点あります。

1として、安全計画の策定等に係る規定の追加。第7条の2。

2として、自動車を運行する場合の所在の確認の追加。第7条の3。このことについては、一昨年来より園児等の置き去りにより痛ましい事故が多数あったことによるものです。皆様もご承知のとおりと思います。

3として、家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設を併設するときの設備、人員基準の緩和でございます。第10条。

4として、懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除。第13条。

5として、衛生管理等において、感染症及び食中毒の予防、蔓延防止に必要な処置の明確化。第14条第2項です。

なお、当町においては、該当する施設はないとのことでした。

また、町立保育園の通園バスの運行状況について、当局より説明がありましたので報告させていただきます。

町立保育園の通園バス運行の状況ですが、運行形態ですが、降園時、降園ですから、帰るときのみ通園バスを運行している。志賀高原の保育園の場合は、長年路線バスを利用しているんですが、志賀高原以外の通園バスの運転はシルバー人材センターに委託し、保育士が同乗し、各1台体制にて運行を行っているそうです。平均利用人数は、志賀高原でおおむね4名、かえででおおむね10名、よませおおむね5名、ほなみ、すがかわ、おおむね2名ということです。

降車時の忘れ対策については、乗車前人数確認に加え、降車後の人数確認を複数名で実施、シルバー運転手、保育士、またチェック表に基づき、まず同乗の保育士が乗降確認を実施し、シルバー運転手が運行後再確認を行い、最後に園長が確認する三重チェック体制を構築して運行しているとのことでした。

委員会において採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の条例の一部改正は、児童福祉法に基づき、厚生労働省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され

たことに伴い、本町においてもこれに準じ所要の改正を行うものです。

改正内容については4点あります。

1として、安全計画の策定等に係る規定の追加。第6条の2。

2として、自動車を運行する場合の所在の確認の追加。第6条の3。

3として、事業継続計画の策定等の追加。第12条の2。

4として、衛生管理等において感染症及び食中毒の防止、蔓延防止に必要な処置の明確化。
第14条第2項です。

委員会において採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高山祐一君） これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。
議案第13号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。
議案第13号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第13号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。
議案第14号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第14号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第15号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第15号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第16号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第16号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

1 1 陳情第 1 2 号 空き家対策の推進に関する陳情書

1 2 陳情第 1 号 LPガス料金上昇に対する直接的な負担軽減対策を求める陳情書

議長（高山祐一君） 日程第11 陳情第12号 空き家対策の推進に関する陳情書及び日程第12

陳情第 1 号 LPガス料金上昇に対する直接的な負担軽減対策を求める陳情書を一括上程し、

議題とします。

陳情第12号につきましては、令和4年12月の第6回定例会において総務産業常任委員会の閉会中の継続審査となっていました。また、陳情第1号につきましては、去る3月8日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

湯本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 湯本晴彦君登壇)

総務産業常任委員長(湯本晴彦君) 5番 湯本晴彦。

それでは、陳情審査について報告いたします。

令和5年3月29日

山ノ内町議会議長 高山 祐一様

総務産業常任委員長 湯本 晴彦

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第12号
2. 受理年月日 令和4年11月22日
3. 件名
(陳情第12号) 空き家対策の推進に関する陳情書
陳情者 山ノ内町大字平穩3091-5
湯田中区空き家対策協議会
会長(湯田中区长) 宮崎 幸雄
山ノ内町大字平穩3091-5
一般財団法人 共益会
理事長 高木 幸一郎
4. 付託年月日 令和4年11月30日
5. 審査結果 採択すべきものと決定
続いて、もう一つの陳情の審査報告をします。

令和5年3月29日

山ノ内町議会議長 高山 祐一様

総務産業常任委員長 湯本 晴彦

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第1号
2. 受理年月日 令和4年12月16日
3. 件名
(陳情第1号) LPガス料金上昇に対する直接的な負担軽減対策を求める陳情書
陳情者 長野市中御所1丁目16番13号 天馬ビル4階
一般社団法人 長野県LPガス協会 宮川 浩
4. 付託年月日 令和5年3月8日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査経過について説明いたします。

まず、陳情第12号の空き家対策の推進に関する陳情についてですが、内容は、15年間放置された星川一組に所在する空きホテルについて解体撤去の支援を求める陳情です。

こちらは、12月議会で継続審査となりました。背景は、町の空き家対策条例として、上限が50万円という金額に対して、解体撤去には億を超える費用も想定されること、所有者や競売者に対してどう措置していくのか複雑になっていること、他地域でも空きホテルがあることにも影響するということから簡単に結論を出すには至らず、直接、陳情者からの説明を受けて慎重に進めるべきということで継続審査となりました。

陳情の趣旨の中で、1つの方法として、国の空き家対策総合支援事業を活用することで、国が4割、町が4割、地元が2割という負担で解体ができることが分かっており、この補助を使うためには町が4割負担しなければならないということ、ほかの方法にしても多額の撤去費用の負担が地元にかかるということから町の協力を仰ぐというものです。

今議会では、陳情者に来ていただき、直接説明を受けました。

地権者が競売落札者と債権者からも取壊しについての承諾が取れていること、景観や危険防止上、解体撤去をすべき理由が妥当であるなどから、解体すべきとなりました。

しかし、その金額について、まだ不明瞭な部分もあり、財源をどうするのかという観点、また、1つやると他の地域でもやらなければならないのではという議論にもなりました。

町側にも見解を求め、町側の見解としては、3つの方向性を考えているということでした。

1つは、陳情者が提案してきている空き家対策総合支援事業の活用。

2つ目は、観光庁が提唱している地域一帯となった観光地の再生観光サービスの高付加価値化事業の補助金の活用。

そして3つ目は、新町長がブレーンを呼んだり、民間の力を活用するといった方向性を検討しているという現状でした。

町の空き家対策協議会でも議論はされており、住宅と違ってなかなか難しい案件でもあり、検討途中というところでした。

委員会では、国の方針としても税金を入れて対策をしようとしているのだから町としても一

定のルールを取り決めて進めるべき、ふるさと納税をソフト事業だけでなくハード事業として、建てるだけでなく壊すほうにも使っていくべき、観光交付税を提唱している政党もあり、財源確保とともに進めていくべき、陳情趣旨としては力添えということで具体的金額というよりも議会として後押しをすることが大事、民家でも除去してもらったりしているので、ホテルも前向きに検討すべきである、人的被害が起きる前にやらないと大ごとになるので、ルールをしっかりと決めた上でやるべきであるなどの意見が出ました。

今回は、地元の負担する意向も強く、その覚悟をもって留保資金を作っており、既に解体する同意も得られていること、そしてこの空き家、空きホテルの問題は、観光地である山ノ内町であるからこそ、今後町が主導して取り組まざるを得ない案件であるということから、採択すべきこととして全会一致で決定いたしました。

続いて、陳情第1号のLPガス料金上昇に対する直接的な負担軽減対策を求める陳情書についてですが、こちらの陳情趣旨は2つありまして、1つが地方創生臨時交付金の活用によりLPガス高騰対策を図ること、2つ目が日常生活に密接なエネルギーであるLPガスの価格高騰により厳しい状況にある生活者の方々や事業者に対して直接的な支援を行うことの2点でした。

町が実際にこの冬、灯油、軽油、ガソリン、プロパンガスに使える1世帯2万円の燃料購入補助券を配付したのは記憶に新しいところだと思います。町としては、プロパンガス、つまりLPガスについても交付金を活用して、このような直接的支援を行っているので、緊急的には対応しており、また、今後まだまだ高騰懸念があることから、長期的にもこの陳情には賛同すべきだということで、全会一致で採択すべきものとして決定いたしました。

以上で報告を終わります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高山祐一君） 陳情第12号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第12号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、陳情第12号 空き家対策の推進に関する陳情書は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

議長（高山祐一君） 陳情第1号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第1号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、陳情第1号 LPガス料金上昇に対する直接的な負担軽減対策を求める陳情書は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

13 陳情第2号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書

議長（高山祐一君） 日程第13 陳情第2号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書を上程し、議題とします。

陳情第2号につきましては、去る3月8日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

白鳥社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 白鳥金次君登壇）

社会文教常任委員長（白鳥金次君） 3番 白鳥金次。

それでは、報告をさせていただきます。

令和5年3月29日

山ノ内町議会議長 高山祐一様

社会文教常任委員長 白鳥金次

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第2号

2. 受理年月日 令和4年12月26日

3. 件名

（陳情第2号） 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書

陳情者 沖縄県宜野湾市喜友名1-20-11

コドソラ

代表 与那城 千恵美

4. 付託年月日 令和5年3月8日

5. 審査結果 趣旨採択すべきものと決定

それでは、審査の過程を若干説明させていただきます。

陳情の要旨、3点、まずは申し上げます。

1として、小学校上空、普天間小、普天間第2小、緑ヶ丘保育園の飛行禁止。

2として、日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第2小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所への土壌入れ替えを行うこと。

3、普天間の子供たちを取り巻く空・土・水の安全を保障することが要旨でございます。

この問題は、大変重要な問題となっておりますけれども、全国にある米軍基地周辺で抱えている問題であり理解できる。一方では、国の安全保障において、大きな問題にもつながっていくことでもあるから、沖縄市及び宜野湾市の間で解決すべき問題として考えていくべきとの意見もありました。

また、2番目にございましたPFAS汚染についてですが、皆様方にもお配りした資料にもありますように、かなり問題視しなければいけない有害性が指摘されている有機フッ素化合物です。この有機フッ素化合物、多義にわたって我々の身近で使われております。しかしながら、国等においては規制する基準値を明確にしておりません。PFASの健康被害について不明確な点があるため、採択については継続審査との意見もございました。

委員会での採決の結果、含意については十分に理解できるが、実現性の面で我々は確信が持てないとのことで、趣旨採択すべきものとの意見が多数でございました。

よって、趣旨採択ということが多数で、委員会報告といたします。皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高山祐一君） ここで、訂正のお願いをいたします。

陳情受理番号第1号、受理番号第2号とともに、4の付託年月日ですが、令和5年3月8日と訂正をさせていただきます。

よろしいですか。

暫時休憩します。

(休憩)

(午後 3時20分)

(再開)

(午後 3時21分)

議長（高山祐一君） それでは、休憩前に戻します。

訂正をお願いしたいと思います。

社会文教常任委員長の報告のところ間違えまして、総務産業と発言しました。社会文教常任委員長の間違いでございますので訂正をいたします。

よろしいですか。

暫時休憩します。

(休憩)

(午後 3時21分)

(再開)

(午後 3時22分)

議長(高山祐一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 湯本晴彦君。

5番(湯本晴彦君) 5番 湯本晴彦です。

陳情審査報告書の訂正を求めます。

この場でよろしいですか。

議長(高山祐一君) その場でお願いします。

5番(湯本晴彦君) はい。

陳情審査報告書の4番、付託年月日ですが、令和5年3月23日となっているのを令和5年3月8日に訂正をお願いしたいと思います。

議長(高山祐一君) 3番 白鳥金次君。

3番(白鳥金次君) 社会文教常任委員長です。

発言の訂正をお願いいたします。

総務産業常任委員長と申し上げましたけれども、社会文教常任委員長に訂正をお願いいたします。

また、4番目の付託年月日でございますけれども、令和5年3月23日と申し上げましたけれども、令和5年3月8日に訂正をお願いいたします。

議長(高山祐一君) それぞれ訂正させていただきたいと思いますが、ご異議ありますか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(高山祐一君) ご異議なしと認めます。

それでは、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第2号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は趣旨採択であります。

陳情第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、陳情第2号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

14 発委第1号 山ノ内町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第14 発委第1号 山ノ内町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

布施谷議会運営委員長、登壇。

（議会運営委員長 布施谷裕泉君登壇）

議会運営委員長（布施谷裕泉君） 6番 布施谷裕泉です。

それでは、お願いいたします。

発委第1号 山ノ内町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

当町は、山ノ内町議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年3月29日提出

山ノ内町議会運営委員長 布施谷 裕 泉

令和5年 月 日議決

山ノ内町議会議長 高 山 祐 一

議案の内容は、お手元に配付したとおりでございます。

本案につきましては、令和3年5月、個人情報の保護に関する法律が改正されまして、これまで行政機関の一部に含められていました議会は、個人情報保護制度の一元化の対象外となるため、議会における規定が行政機関の条例とは別に必要となることから、本条例において個人情報の取扱いに係る所要の事項を定めるものであります。

条例の内容につきましては、個人情報の保護に関する法律を基本とし、町の関係条例と整合を図りつつ新たに制定するものです。

なお、本条例の施行期日は令和5年4月1日でございます。

以上、ご説明申し上げます。皆様のご賛同をお願いいたします。

議長（高山祐一君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第1号を採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、発委第1号 山ノ内町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

15 同意第1号 山ノ内町副町長の選任について

議長(高山祐一君) 日程第15 同意第1号 山ノ内町副町長の選任についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 同意第1号 山ノ内町副町長の選任についてご提案申し上げます。

本案は、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものです。

選任同意を求めようとする氏名等は次のとおりです。

住所、上水内郡飯綱町普光寺1027番地。

氏名、久保田敦。

生年月日、昭和45年12月26日。

任期は、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年です。

提案理由は、副町長増田隆志氏の退任に伴い、阿部知事に選任依頼をし、新たに副町長に選任するものです。

久保田敦氏は、平成5年4月長野県に入庁、平成22年4月に人事委員会事務局審査給与係担当係長に昇格され、平成26年4月からは北信保健福祉事務所福祉課社会係長、平成30年4月からは北信地域振興局総務管理課課長補佐兼県民生活係長、令和2年4月からは財産活用課企画監兼課長補佐兼総務係長、令和4年4月から市町村課企画監兼課長補佐兼行政係長を歴任されました。

入庁以来30年間、長野県職員として幅広く経験を積み、北信地域の事務所にも関わりを持たれ、ご活躍いただいたとお聞きしております。今後の町政推進において適任であると確信しており、このたび新たに副町長に選任したいと考えております。十分ご審議の上、ご同意をお願い申し上げます。

議長(高山祐一君) 質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第1号を採決します。

同意第1号について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、同意第1号 山ノ内町副町長の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

16 同意第2号 固定資産評価員の選任について

議長（高山祐一君） 日程第16 同意第2号 固定資産評価員の選任についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長（平澤 岳君） 同意第2号 固定資産評価員の選任についてご提案申し上げます。

本案は、前職の辞任願いに伴い、地方税法第404条第2項の規定により、新たな固定資産評価員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

住所、上水内郡飯綱町普光寺1027番地。

氏名、久保田敦。

生年月日、昭和45年12月26日（52歳）。

任期は、令和5年4月1日から令和9年3月30日です。

理由は、現職の副町長である増田隆志氏が令和5年3月31日をもって辞任するため、後任の副町長を固定資産評価員に選任するものであります。

ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（高山祐一君） 質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第2号を採決します。

同意第2号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、同意第2号 固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

議長（高山祐一君） ここで、先刻、新副町長の選任同意及び固定資産評価員の選任同意がなされましたが、3月31日をもって退職される増田隆志副町長からご挨拶をいただきたいと思えます。

増田隆志副町長、登壇いただき、挨拶をお願いいたします。

（副町長 増田隆志君登壇）

副町長（増田隆志君） 発言の機会を頂戴し、ありがとうございます。

2年前、山ノ内町のために働く機会を頂戴し、大変幸いであること、微力ながら全力を尽くすことをこの場で申し上げました。

この2年間、本当に幸いな時間を過ごさせていただきました。文字どおり、議員各位、皆様からのご厚情の賜物であり、心より御礼を申し上げます。

全力を尽くせたか、忸怩（じゅくじ）たる思いはございますが、周りの皆様のおかげで、一緒に真摯に取り組んできた充実感もございます。重ねて感謝を申し上げます。

この2年間改めて山ノ内町を見つめ、そのすばらしいところを再確認いたしました。と同時に見えてきた課題もございました。住む人、訪れる人に一層魅力的になることができる町だと確信しております。それに向けて理想を語り、語れば語るほど課題が見えてまいります。それに対して奮闘していく、一緒に明るく取り組んでいく、そんな山ノ内であれば願っております。退任いたしますが、今後、1人の町民、町に思いを寄せる者として、その輪に加わることができればと思っております。

どうぞ、議員各位におかれましては、引き続きその先頭に立っていただきますようお願いを申し上げます。とともに、これまでのご貢献に心より敬意を表させていただきます。どうぞご健康でご活躍くださいますようご祈念申し上げます。2年間本当にありがとうございました。

議長（高山祐一君） ありがとうございます。お疲れさまでございました。

17 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（高山祐一君） 日程第17 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

住所、山ノ内町大字佐野622番地3。

氏名、宮崎健一。

生年月日、昭和29年2月6日。

任期は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

理由は、任期満了による再任をお願いするものであります。ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（高山祐一君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第3号を採決します。

同意第3号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

18 同意第4号 山ノ内町教育委員会教育長の任命について

議長（高山祐一君） 日程第18 同意第4号 山ノ内町教育委員会教育長の任命についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 同意第4号 山ノ内町教育委員会教育長の任命についてご提案申し上げます。

本案は、前職の退任に伴い、山ノ内町教育委員会教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

任命同意を求めようとする氏名等は次のとおりです。

住所、長野市大字安茂里3656番地2。

氏名、竹内延彦。

生年月日、昭和42年1月7日生まれ。

任期は、令和5年4月1日から令和6年6月30日までの1年3か月間です。

提案理由につきましては、前職柴草教育長の退任に伴い新たに任命するものでありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に基づき、前任者の残任期間となることから

1年3か月間任命するものです。

竹内延彦氏は、教育関連の企業や子供支援のNPO団体でご活躍され、平成23年から県の特定期付職員として次世代サポート課企画監として、平成28年からは県の特別非常勤職員として次世代サポート課次世代育成推進監という立場で、不登校、発達障害、ニート、引きこもり等の子供たちの支援に関わっておられました。

令和5年から3年間、北安曇郡池田町教育委員会の教育長をお務めになり、教育大綱の策定や「子どもがまんなか」の理念の下、育ちと学びの環境づくりに力を注がれてきました。令和4年からこどもの育ちと学び研究所を設立し、県内自治体の子供や教育に関する施策のアドバイスやコンサルティング、県内外での講演活動に取り組みされてきたとお聞きしております。

教育に関する知識の幅の広さとアイデアの多さに加え、信州型自然保育認定制度の設立にも関わっていたこともあり、当町の教育長として適任であると確信をしており、このたび任命をしたいと思います。十分にご審議の上、ご同意をお願い申し上げます。

議長（高山祐一君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第4号を採決します。

同意第4号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立6名）

議長（高山祐一君） 起立ありがとうございます。

起立6名で過半数です。

したがって、同意第4号 山ノ内町教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議長（高山祐一君） ここで、ただいま新教育長の任命同意がなされましたが、3月31日をもって退職される柴草隆教育長からご挨拶をいただきたいと思えます。

柴草隆教育長、登壇いただき、挨拶をお願いいたします。

（教育長 柴草 隆君登壇）

教育長（柴草 隆君） 教育長の柴草ですが、退任に当たり一言ご挨拶申し上げます。

私は、平成26年度から9年間、議会に出席をさせていただきました。最後の4年9か月は教育長としてお世話になりましたが、そのうち約3年はコロナ対応をしながらの教育行政でありました。

各学校では、校長先生を先頭に感染対策を行う中で、工夫しながら授業や行事を行ってきま

した。また、文化施設の利用やスポーツ大会なども、そのときの状況を見ながら実施する中で、本年度、志賀高原ロマン美術館は25周年の企画展、また、蟻川図書館においては30周年の記念式典を開催することができました。

小学校の統合につきましては、基本方針を基に、本年度統合準備委員会の皆様に大変ご苦勞をいただく中で整備計画案としてまとめていただきました。来年度は引き続き、この整備計画案を基に保護者や町民の皆様の意見もお聞きする中で、統合準備委員会に専門部会を設置し議論を進めていただく予定であります。

中学校敷地に保護者や町民の皆様が納得した形で、今より、より良い教育環境の整備と教育の質の一層の充実を目的に一校一和を願うとともに、未来の子供たちに夢と希望のある小学校として統合することを信じております。

最後になりますが、議員の皆様がご健康でますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長（高山祐一君） ありがとうございます。

先ほどご挨拶いただきました増田副町長には2年間、柴草教育長には4年9か月の間、大変ご苦勞さまでした。退任されても健康には十分ご留意いただき、町政発展のため、今後とも引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。本当にご苦勞さまでございました。

議長（高山祐一君） ここで、新たに副町長に選任同意されました久保田敦様と教育長に任命同意されました竹内延彦様がお見えですので、ご挨拶をいただきたいと思います。

議場へ案内する間、しばらくお待ちください。

（庶務文書係長 1人ずつ議場内へ入場を促す）

議長（高山祐一君） それでは、久保田敦様、登壇しご挨拶をお願いいたします。

（新副町長 久保田 敦君登壇）

新副町長（久保田 敦君） 来る4月1日から副町長を拝命することとなりました久保田敦と申します。どうぞよろしく願いいたします。

ご提案をいただきました平澤町長、そしてご同意を賜りました議員の皆様方には、心より改めて感謝の意を表したいと思います。本当にありがとうございます。

私は今日まで30年間、県の職員の立場で仕事をしてまいりましたが、これからは、町長そして町の役場の職員の皆様、そして議員の皆様方と一緒に山ノ内町民の皆様のためにしっかり仕事をしてまいりたいと思っております。

もとより非力ではございますけれども、まずは山ノ内町のこと、それから町民の皆様のことをよく学び、よく勉強しまして、町長を支えながら山ノ内町の発展のために力を尽くしてまいりたいと思っております。まだまだ若輩者でございます至らぬ点多々あるかと思っておりますけれども、議員の皆様方におかれましてはどうかご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高山祐一君） ありがとうございます。

続いて、竹内延彦様、登壇して、ご挨拶をお願いいたします。

（新教育長 竹内延彦君登壇）

新教育長（竹内延彦君） ただいまご紹介いただきました竹内延彦でございます。

このたびは議会のご同意を賜りまして誠にありがとうございました。心より御礼を申し上げます。微力ではございますが、山ノ内町の子供たちのために与えられた教育行政の職務に専念し、誠意をもって努めさせていただきたいと存じます。ご指導ご鞭撻のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

議長（高山祐一君） ありがとうございます。

19 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

20 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

21 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

22 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

23 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（高山祐一君） 日程第19 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでの5件を一括上程し、議題とします。

以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、5件は各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長（高山祐一君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長（高山祐一君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、第18代山ノ内町議会最後の議会であり、3月8日から本日までの22日間の会期でありました。

一般質問においては、9名の議員が登壇され、平澤町長就任に当たって公約に関する質問のほか、産業振興や小学校統合などの町の諸課題について、様々な見地から活発な論戦が展開されました。

議案審議では、令和5年度当初予算をはじめ、補正予算、条例の改正などの多くの重要案件

についてご審議をいただきました。とりわけ新年度予算の審査に当たりましては、予算決算審査委員会において慎重かつ真剣に審査をいただき、厚く御礼申し上げます。

提出された審査意見はもとより、本会議・委員会での意見や提言につきましても、今後の行財政運営に十分反映されますよう強く要望したいと思います。可決した予算がより効果が上がり、住民益をもたらすよう、町、議会、そして住民が一体となってまちづくりが推進されることを期待します。

さて、世界に目を向けますと、ロシアのウクライナ侵攻から1年が過ぎ、この間多くの市民が犠牲になり、世界秩序にも大きな混乱をもたらし、私たち国民生活にも深刻な影響を及ぼしています。

また、新型コロナウイルス感染症については、3月13日から個人の判断でマスクの着用が不要となり、5月には5類の感染症に変更される状況となりました。3年前、人類が経験したことのない未知なる感染症は集団感染や変異株の発生などを繰り返し、尊い命までも奪い、現在も後遺症で苦しんでいる人もいます。また、医療従事者や感染者等には心ない誹謗中傷や人権侵害をもたらし、社会経済活動においても停滞を余儀なくされ、倒産や廃業に追い込まれる事業者も数多く発生しました。その中で、行政・民間が協力し合い、また、個人でも新たな生活様式の下、様々な経験と地道な努力が積み重ねられてきました。現在、第8波は落ち着いてきたものの、年度末、年度初めでの人の移動や接触も多くなる時期でもありますので、気を緩め過ぎることなく、経済活動の再生に取り組み、家族や友人、地域との関わりを深めながら、引き続きお互い感染対策に努めたいと思います。

この議会は、議員任期最後の定例会でありました。

任期中は、議場の内外を問わず、理事者、管理職をはじめ多くの職員の皆さんと、我が町が進むべき方向や取り組む課題について議論を重ねてまいりました。このことは、議会の使命と議員の職責からひとえに町の活性化や住民福祉の向上、そして当町の繁栄を願う一念からでありました。

私ども議員は5月31日をもって任期満了となりますが、惜しまれながらもここで引退される議員におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、当町の発展のためさらなるご指導とご協力をお願い申し上げます。また、次の選挙に立候補される議員におかれましては、4月23日に行われる町議会議員選挙に全力で臨んでいただき、当選の栄を勝ち取られ、ご活躍されますよう心からお祈り申し上げます。

本日ここに無事閉会を迎えられることを、改めて感謝申し上げますとともに、議員・理事者・管理職各位に重ねて御礼を申し上げ、各位のますますのご活躍とご多幸を祈念し閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（高山祐一君） 町長から閉会の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 令和5年第1回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、3月8日から22日間の会期中、3日間の一般質問では、町長選挙で公約に掲げた施策を中心に活発なご意見とご議論をいただきました。また、令和5年度一般会計予算をはじめ特別会計など予算関連の議案、条例の改正、副町長選任の人事案件など、ご承認いただきありがとうございました。

いまだにロシアによるウクライナ侵攻や物価高と円安、日本全体における少子高齢化問題など、すぐに解決できない問題が山積みでございます。

コロナがようやく明け、これからは国際的な人の移動も増え、山ノ内町も外国人観光客の増加が予想され、山ノ内町のさらなる努力も必要になってまいります。

私は、山ノ内町の可能性を信じております。

山ノ内町はポテンシャルの宝庫です。自然豊かな田舎は日本中にありますが、山ノ内町はほかとは違う、一味違う豊かさを持っています。私はその可能性を最大限に伸ばし、外に伝えていくことが使命だと思っております。私自身は新人の町長としてまだスタートを切ったばかりですが、町民の皆様選ばれた3,545票の重みと共に、山ノ内町を孫たちが帰ってきたくなる魅力のある町、経済的に活気のある町、子育てのために選ばれる町を目指し、職員と共にしっかりと地に足のついた町行政運営を目指していく所存です。

議会定例会としては、現議員の最後の議会となりますが、議員の皆様、4年間大変ご苦労さまでした。4月18日告示、23日には町議会選挙の投開票が行われます。今期で引退される議員の方々は、これまで本当にありがとうございました。また、引き続き立候補される議員の方のご健闘を祈念申し上げます。いずれの方も引き続き山ノ内町の魅力づくりと将来へ向けた経済活性化への限りないご理解とご協力を切にお願いいたします。

これからも私は皆さんと一緒に、チーム山ノ内、オール山ノ内で、この町が一丸となって明るい未来をつくることに全力を尽くす所存です。

また、3月31日をもって退任される増田副町長には、長年の県職員としての知識や経験を生かし、2年間町政発展にご尽力いただきましたことに、この場をお借りしねざらいと感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

同じく3月31日をもって退任される柴草教育長には、長年の町職員としての経験も生かし、教育長として4年9か月、町の学校教育・社会教育にご尽力いただきましたこと、この場をお借りし、ねざらいと感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

最後になりましたが、季節の変わり目、議員各位におかれましては健康に十分ご留意いただき、町行政に対しご理解ご協力を賜りますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉 会

議長（高山祐一君） これにて令和5年第1回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間ご苦勞さまでした。

(閉 会)

(午後 3時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

山ノ内町議会議長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員